

別表（対象設備一覧）

設備区分	設備種別	規格	省エネ性能に関する基準等
空調・換気設備 (更新のみ対象)	業務用エアコン	JIS B 8616 (パッケージエアコンディショナ)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	一般用エアコン	JIS C 9612 (ルームエアコンディショナ)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	ガスヒートポンプエアコン	JIS B 8627 (ガスヒートポンプ冷暖房機) JRA4069-2020 JRS4058-2017(発電機付)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	換気装置 (熱交換型)	JIS B 8628 (全熱交換器) で定める全熱交換器単体又は全熱交換・換気ユニット	熱交換率 (全熱交換効率) 60%以上
	温風暖房機・ジェットヒーター	JIS A 4003 (温風暖房機)、JIS B 8416 (業務用油だき可搬形ヒータ)	最大効率 [熱出力又は有効発熱量 (kW) /燃料消費量 (kW換算)] 85%以上
照明設備 (更新のみ対象)	業務用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8106 (施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具) で定める施設用 LED 照明器具	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	一般用 LED 照明器具 (人感センサー付きのものを含む)	JIS C 8115 (家庭用 LED 照明器具・家庭用蛍光灯器具) で定める家庭用 LED 照明器具	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	非常時用照明器具 (非常灯・誘導灯)	JIL 5501 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と評定された LED 光源を使用する非常灯、JIL 5502 (一般社団法人日本照明工業会) に基づき適合と認定された LED 光源を使用する誘導灯	更新前と比較して定格消費電力 (W) の改善が見込まれること
冷蔵・冷凍設備 (更新のみ対象)	業務用冷蔵・冷凍庫	JIS B 8630 (業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫-特性及び試験方法) で定める業務用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	一般用冷蔵・冷凍庫	JIS C 9607 (電気冷蔵庫及び電気冷凍庫) で定める家庭用の電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	冷凍・冷蔵ショーケース	JIS B 8631-1 (冷凍・冷蔵ショーケース-第 1 部:用語) で定める冷凍・冷蔵ショーケース	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	冷凍・冷蔵ユニットクーラ	JIS B 8626 (冷凍用ユニットクーラ-冷凍能力試験方法) で定めるユニットクーラであり、冷凍用のもの	冷却能力 (kW) /消費電力 (kW) 20.0 以上 (標準定格試験条件)
	コンデンシングユニット	JIS B 8623 (コンデンシングユニットの試験方法)、JRA 4019 (コンデンシングユニット) で定めるコンデンシングユニット	冷凍能力 (kW) /消費電力 (kW) 80%以上
エネルギー管理設備 (新設のみ対象)	エネルギーマネジメントシステム	計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム (EMS)	原油換算省エネルギー量 (kL) 3%以上削減 (新設の場合は、一般的な標準値と比較)
	凍結防止ヒーター用節電器	凍結防止ヒーターの消費電力を低減させるための節電器	消費電力量 (kWh) 50%以上削減

E V用充電器 (新設のみ対象)	充電器	JIS D 0115 電気自動車用語 IEC01851(充電器)	
恒温設備 (更新のみ対象)	チラー (冷却水循環装置)	JIS B 8613 (ウォータチリングユニット)、JRA 4066 (ウォータチリングユニット)	定格冷暖房能力 (kW) / 定格消費電力 (kW) 2.0 以上
	一般・業務用ヒートポンプ式給湯器	JIS C 9220 (家庭用ヒートポンプ給湯機)、JRA 4060 (業務用ヒートポンプ給湯機)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	潜熱回収型給湯器 (ガス・石油)	JIS S 2109 (家庭用ガス温水機器)	性能基準給湯熱効率 (定格) が 94%以上(高位 発熱量基準) 省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	高性能ボイラ	JIS B 8201 (陸用鋼製ボイラー構造)、JIS B 8203 (鋳鉄ボイラー構造) 及び JIS B 8222 (陸用ボイラー熱勘定方式) で定める陸用ボイラ、 JIS B 8417 (真空式温水発生機)、HA-008 (真空式温水発生機)、JIS B 8418 (無圧式温水 発生機)、HA-010 (無圧式温水発生機)	ボイラ効率 90%以上
熱電併給設備 (更新のみ対象)	高効率コージェネレーション	JIS B 8123 (コージェネレーションシステム用語) で定めるコージェネレーションシステム	総合効率 75%以上 又は 発電効率 30%以上
電気制御設備 (更新のみ対象)	変圧器	JIS C 4304 (配電用 6 k V 油入変圧器)、JIS C 4306 (配電用 6 k V モールド変圧器)	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
	産業用モータ	JIS C 4034 (回転電気機械) で定める電動機から構成されるモータ単体、ポンプ、送風機、 圧縮機であり、インバータ制御の機能を有するもの	省エネ基準達成率 100%以上 <sup>※1</sup>
加熱設備 (更新のみ対 象)	工業炉	JIS B 8415 (工業用燃焼炉の安全通則) で定める工業用燃焼炉及び関連装置、JIS B 8420 (抵抗加熱炉の安全通則) で定める抵抗加熱炉	炉効率 25%以上[連続式] 炉効率 15%以上[パッ チ式]
生産設備 (更新のみ対 象)	工作機械	JIS B 0105 (工作機械—名称に関する用語) で定める旋盤及びターニングセンタ、マシニン グセンタ、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯切り盤及び歯車仕上げ盤、放電加工機であ り、数値制御の機能を有するもの	生産性の向上に資するものの指標[エネルギー効 率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネ ルギー使用量が削減されるもの]が更新前の設備 と比較して年平均 1%以上 (又は 10%以上) 向 上していること
	プラスチック加工機械	JIS B 8650 (プラスチック加工機械—用語) で定める射出成型機・押出成型機・ブロー成型 機又は、真空・圧空成型機	
	印刷機械	一般社団法人日本印刷産業連合会：印刷機械用語 (印刷機械)	
	ダイカストマシン	一般社団法人日本ダイカスト協会：用語編 (ダイカストマシン)	

生産設備（更新のみ対象）	プレス機械	JIS B 0111（プレス機械一用語）で定めるサーボプレス（機械・液圧）、プレスブレーキ（機械式・液圧・油圧）、パンチングプレス（タレット・シングルパンチプレス）	生産性の向上に資するものの指標[エネルギー効率、生産効率：同一生産量を製造した際にエネルギー使用量が削減されるもの]が更新前の設備と比較して年平均1%以上（又は10%以上）向上していること
建物付属設備（更新のみ対象）	断熱ガラス及びサッシ（更新のみ対象。通常のガラス及びサッシを断熱ガラス及びサッシへ変更することも更新を含む）	JIS R 3209（複層ガラス）、JIS R 3225（真空ガラス）、JIS A 4706（サッシ）	更新前と比較して熱貫流率（W/m <sup>2</sup> ・K）の改善が見込まれること
建物付属設備（新設のみ対象）	風除室	JIS A 4702（ドアセット）、JIS A 4706（サッシ） JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）	
	カーポート（屋根）	JIS A 6604（金属製簡易車庫用構成材）で定める簡易車庫 JISH4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）、及び JIS 規格に定める屋根材	
建物付属設備（更新・新設対象）	エントランスドア	JIS A 4702（ドアセット）、JIS A 4706（サッシ）	更新の場合は、更新前と比較して熱貫流率（W/m <sup>2</sup> ・K）の改善が見込まれること
発電設備 <sup>※2</sup> （新設・更新いずれも対象。軽油・ガソリン・ガス等利用設備を除く）	太陽光パネル及び付属設備	JIS C 8960（太陽光発電用語）及び JIS C 8905（独立形太陽光発電システム通則）で定める独立形太陽光発電システム又は系統連系形太陽光発電システム	太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力が1kW以上50kW未満に限る。なお、過積載率（系統ごとの太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値÷パワーコンディショナの定格出力×100）は100%以上とすること。
再エネ設備（新設のみ） （増設を除く）	木質バイオマスエネルギー利用設備	木質チップ、木質ペレット、薪等を燃料とするストーブ、ボイラ及び必要な付帯設備	

※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、省エネ基準（トップランナー制度）がない場合は、エネルギー効率（通年エネルギー消費効率：APF、固有エネルギー消費効率：発光効率、年間加熱効率、年間消費電力量の削減効果等）が更新前の設備より高くなっていること。

※2 主に自家消費（自家消費の電力量が電力小売事業者等へ売電した電力量より多いことをいう。）のために設置するものであり、自社の既存建物等への設置かつ、事業用として明確に使用する場合のみ対象とする。